

第3次豊川市男女共同参画基本計画進捗状況

資料7

基本目標1 人権を尊重した男女共同参画社会に向けた意識の向上

施策の方向1 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

基本施策1 男女共同参画推進のための広報・啓発の一層の推進			
○人権週間や男女共同参画週間などの機会を捉え、人権及び男女共同参画に関する啓発記事を掲載します。 ○男女共同参画情報紙「ゆい」（NETゆいを含む）を発行し、男女共同参画に関する理解の促進と啓発を実施します。 ○男女共同参画社会基本法を始め、豊川市男女共同参画推進条例などの法律、条例を市民に周知し、男女共同参画社会の実現に向けた啓発と協力を促します。 ○各種パンフレットや啓発物品などを配布、貸出します。 ○講演会、講座、研修会など、市民協働などの手法を取り入れながら実施します。			
個別事業	No.	担当課	令和3年度 事業計画(内容)
広報紙への記事掲載	1	人権交通防犯課	広報6月号掲載：男女共同参画週間 広報11月号広報掲載：女性に対する暴力撤廃国際日（11月25日）、全国一斉女性の人権ホットライン強化週間 広報12月号掲載：人権週間のお知らせ
男女共同参画情報紙「ゆい」の発行	2	人権交通防犯課	情報紙「ゆい」を年2回（9月、3月）に各3,500部発行します。 市内公共施設に設置し、金融機関、ファミリーフレンドリー企業、あいち女性輝きカンパニー認証企業などに配布、講座等において市民に配布します。 広報とよかわにQRコードを掲載します。 男女共同参画社会へ理解を深めることを目的に、国や自治体の最新の動向や市の事業の概要などを掲載します。
豊川市男女共同参画推進条例に関するパンフレットの配布	3	人権交通防犯課	男女共同参画週間（6月23日から6月29日）に本庁舎ロビーにて「豊川男女共同参画推進条例」のパネル展示及びパンフレットの配布を行い、イベント時に配布します。
関係法令等の周知	4	人権交通防犯課	男女共同参画週間（6月23日から6月29日）に本庁舎ロビーにて男女共同参加基本法などに関するパネルを展示します。 情報紙「ゆい」に新たな制度などを掲載します。 講座等で資料と併せてパンフレットや法令等を掲載した情報紙「ゆい」を配布します。
各種パンフレット、チラシ等啓発物品の配布	5	人権交通防犯課	イベントや講演会等で、男女共同参画に関するパンフレットや啓発物品の配布します。
ジェンダーチェックリストの配布	6	人権交通防犯課	市民から要望があった際にジェンダーチェックリストを配布します。
ビデオ、DVD、書籍、パネル等の貸出	7	人権交通防犯課	啓発用DVD、書籍、パネルの貸出事業をHPに掲載します。 事業を掲載した情報紙「ゆい」を講座等で配布します。 書籍の貸出を実施します。
男女共同参画講演会、講座、研修会、セミナー等の開催	8	人権交通防犯課	「とよかわ市民協働基本方針」に基づくまちづくりを目指すとともに、広く市民に男女共同参画に対する理解と関心を高めるために、市民活動団体の特性を活かした講座を開催します。
基本施策2 男女共同参画に関する調査研究及び情報発信の強化			
○国や地方公共団体などの男女共同参画に関する情報の収集に努め、ホームページや情報紙を通じて分かりやすく提供します。 ○男女共同参画に関連する市民活動の情報を収集・提供します。 ○市民や事業所、職員などに対し男女共同参画に関する総合的な意識調査を定期的に実施します。			
個別事業	No.	担当課	令和3年度 事業計画(内容)
男女共同参画資料の収集と提供	1	人権交通防犯課	国や県、他の自治体からの情報を収集し、広報や市のホームページを通じた男女共同参画関連情報を提供します。
国県との連携強化と他自治体との情報交換の推進	2	人権交通防犯課	国や県の通知やホームページから情報を収集し、広報や情報紙「ゆい」に掲載します。 東三河5市担当者会議に参加し、各市の男女共同参画に関する取り組みについて情報交換や意見交換を行います。
ボランティア・市民活動登録制度の実施	3	市民協働国際課	とよかわボランティア・市民活動センターへの登録を推進し、市民協働に関する情報を収集・提供します。
ボランティア・市民活動団体情報紙等の発行と配布	4	市民協働国際課	活動団体の情報を広く提供するために、ボランティア・市民活動情報紙を発行します。
豊川市市民意識調査の実施	5	秘書課	第14回市民意識調査で、男女共同参画に関する調査を行います。

第3次豊川市男女共同参画基本計画進捗状況

資料7

基本目標1 人権を尊重した男女共同参画社会に向けた意識の向上

施策の方向1 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

基本施策3 多様なメディアを活用した男女共同参画の推進			
○新聞・テレビなどのメディアにおいて人権及び男女共同参画に配慮した表示や表現をするよう働きかけます。 ○公的出版物、ホームページなどの文章表現やイラスト、写真においてジェンダーの視点に配慮した取組を進めます。 ○児童・生徒が課題や目的に応じて必要な情報を主体的に選択、判断、表現、処理し、受け手の状況などを踏まえて発信、伝達できる能力を養います。			
個別事業	No.	担当課	令和3年度 事業計画(内容)
表現のガイドラインの普及啓発	1	人権交通防犯課	「表現のガイドライン」について、ホームページに掲載します。
マスコミ、各種団体への啓発	2	人権交通防犯課	情報紙等作成にあたって、「表現のガイドライン」に基づき、男女共同参画に配慮した表現を行うよう、関係機関へ理解と協力を依頼します。
ジェンダーの視点を取り入れた広報活動の実施	3	秘書課	ジェンダーの視点に配慮した広報活動を行います。
	4	人権交通防犯課	情報紙「ゆい」や講座のチラシ等の文章表現、イラスト、写真などにおいてジェンダーの視点に配慮する取り組みを行います。
メディアリテラシー向上のため、理解し易い事例を示しての広報活動などの実施	5	人権交通防犯課	市ホームページに「男女共同参画に関する用語辞典」を昨年度に引き続き掲載します。 男女共同参画週間（6月23日～6月29日）に、本庁舎ロビーに用語解説を掲示します。
情報モラルについて学ぶ授業の実施と活用できる教材ソフトの導入	6	学校教育課	技術・家庭科や道徳科、総合的な学習の時間、特別活動等、あらゆる教育活動で情報モラルについて学ぶ機会を設けます。また、ICT教育をととして、ネット社会への良好な参画者を目指した取組にも力を入れます。

第3次豊川市男女共同参画基本計画進捗状況

基本目標1 人権を尊重した男女共同参画社会に向けた意識の向上

施策の方向2 子どもへの男女共同の理解促進

基本施策4 保育及び学校における人権教育及び男女共同参画の推進			
○児童・生徒にお互いの個性や能力を尊重し、協力して行動する心の育成を図るため、人権の尊重と男女共同参画についての学習を学校の実情に応じて実施します。 ○小・中学校カリキュラムにおける男女共同参画教育を研究し、導入します。 ○男女共同参画を考慮した学習教材を選択します。 ○保育園や小・中学校の事業に性別を問わず多くの保護者や家族、地域住民が参加できる機会をつくります。 ○児童・生徒の男女共同参画についての関心を高めるため、作品の募集及び募集した作品の展示をし、市民に対して啓発を行います。 ○小・中学校の実情に応じて男女混合名簿を取り入れ、名簿の扱いについては、個人情報の漏えいに注意します。 ○心の問題を抱える児童・生徒やその保護者及び小・中学校関係者に対する心理教育相談を実施します。 ○教員、養護教諭、保育士を対象に研修を実施します。			
個別事業	No.	担当課	令和3年度 事業計画(内容)
人権及び男女共同参画に関する学習の実施	1	学校教育課	学校生活全体を通して、人権の尊重や男女共同参画について意識を高めたり、理解を深めたりできるような教育活動を行います。 中学校3年社会科では男女共同参画について考える機会を設けます。 また、人権週間を中心に、道徳科の授業や学級活動、集会など、それぞれの学校で実施します。
道徳・特別活動等の実施	2	学校教育課	道徳科の授業や学級活動の時間を中心に、発達段階に応じた年間計画を作成し、計画的に男女共同参画にかかわる授業を実施します。
学習教材の購入	3	学校教育課	社会科や家庭科では、男女共同参画にかかわる学習事項が設定されており、それに基づいて学習を計画し、男女共同参画にかかわる学習を展開します。
保育園や学校行事の休日等の開催	4	学校教育課	それぞれの学校で、年に2回以上、「学校公開日」を実施します。授業や行事の様子を公開します。
	5	保育課	保護者や地域の方が参加できるコロナ禍に合わせた行事の充実を図ります。
保護者、地域参加連携型事業の実施	6	学校教育課	それぞれの学校で、年に2回以上、「学校公開日」を実施します。授業や行事の様子を公開します。
	7	保育課	保護者や地域の方が参加できるコロナ禍に合わせた行事の充実を図ります。
ポスター、習字等作品の募集及び展示事業の実施	8	人権交通防犯課	市内小学校6年生を対象に「男女共同参画啓発ポスター・習字募集事業」を実施し、入賞者の表彰を行い、イベント等において入賞作品を展示します。
男女混合名簿の導入	9	学校教育課	学校の実情に応じて、男女混合名簿を作成し、活用します。また、次年度からの活用について検討します。
心理教育相談事業の実施	10	学校教育課	本室週5日、音羽分室週4日、小坂井分室週1.5日、相談事業を実施します。中西心理士、吉田心理士による巡回相談（小学校・保育園）も実施します。早期諸対応の必要性から、年中から中学3年生までを相談対象とします。
教職員・保育士向けジェンダー研修の実施	11	人権交通防犯課	「パートナーシップ推進出前講座」を実施し、学校や保育園等も申し込み対象とします。LGBTを学ぶ講座において、教職員・保育士に対し講座への参加を促し、ジェンダーに関する意識の啓発に努めます。
	12	学校教育課	豊川市小中学校人権教育研究会役員会並びに推進委員会を開催します。人権や男女共同参画に関する実践を紀要にまとめます。

第3次豊川市男女共同参画基本計画進捗状況

基本目標2 個性と能力を発揮して活躍できるまち(豊川市女性活躍推進計画)

施策の方向3 男女平等の職場環境づくりの推進

基本施策5 あらゆる職場における男女共同参画の推進			
○性差別のない職場づくりや女性活躍の裾野を広げるための啓発を実施します。 ○男女共同参画への理解と取り組み意識を高めるための出前講座を開催します。 ○積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の取組を促進するための情報を提供します。 ○農業における労働環境の改善を促すため、「家族経営協定」の普及啓発を実施します。 ○農村生活アドバイザーを積極的に活用します。			
個別事業	No.	担当課	令和3年度 事業計画(内容)
事業所に対する男女共同参画の啓発	1	人権交通防犯課	事業所に対して、情報紙「ゆい」や国・県のパンフレットやチラシ等を利用した啓発を行います。
	2	商工観光課	公共施設等でチラシ・パンフレットの配布を行い、啓発活動を行います。
事業所向け出前講座の開催	3	人権交通防犯課	事業所を対象とした「パートナーシップ推出前講座」を開催します。
事業所における積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の普及	4	人権交通防犯課	国や県から配布されたチラシを窓口に設置、講座において配布します。
	5	商工観光課	公共施設等でチラシ・パンフレットの配布を行い、啓発活動を行います。
自営業における男女共同参画の啓発	6	農務課	女性の能力を活用できる事業の普及を図り、啓発を行います。
	7	人権交通防犯課	商工会議所、市内4商工会、農業協同組合に情報紙「ゆい」を配布します。広報とよかわにQRコードを掲載します。
	8	商工観光課	公共施設等でチラシ・パンフレットの配布を行い、啓発活動を行います。
家族経営協定の普及啓発	9	農務課	自営業者等における女性従業者の労働条件、労働環境の改善に向け、「家族経営協定制度」の普及を図り啓発を行います。
農村生活アドバイザー制度の活用	10	農務課	県が認定した農村生活アドバイザーを活用し、農業振興に係る女性の意見を積極的に取り入れます。
基本施策6 雇用機会均等の促進			
○市民及び事業所に対し、雇用機会均等法及び労働基準法など、雇用に関する法律について周知や啓発を進めます。 ○事業所に対し、男女の均等な雇用機会の確保を図るための啓発を実施します。			
個別事業	No.	担当課	令和3年度 事業計画(内容)
雇用や労働に関する法律の周知	1	人権交通防犯課	情報紙等を配布・利用し、啓発を行います。 「エンパワーメント講座 女性のための再就職応援セミナー」（全2回）を開催し、雇用に関する法律を学ぶ機会を提供します。
	2	商工観光課	公共施設等でチラシ・パンフレットの配布を行い、啓発活動を行います。
女性の就業機会確保の啓発	3	人権交通防犯課	「女性の人材活用」を講座内容に取り入れたパートナーシップ推進出前講座をホームページやチラシで広く周知し、事業所を対象に講座を開催します。
	4	商工観光課	公共施設等でチラシ・パンフレットの配布を行い、啓発活動を行います。 また、ブリオ5階市民相談室にて、女性の再就職のための個別相談を11/15（月）と2/14（月）に開催し、さらに女性の働き手創出事業の一環として、再就職を考えている女性向けワークショップを12/13（月）にやねのっぽうホールで開催します。
男女の雇用問題に関する情報の収集・提供	5	人権交通防犯課	国や県のホームページを参考に、男女の雇用問題に関する情報を収集し、情報紙等を利用して情報提供を行います。
	6	商工観光課	公共施設等でチラシ・パンフレットの配布を行い、啓発活動を行います。
基本施策7 労働条件・労働環境の向上			
○事業主に国が行う事業所内保育施設の設置に対する助成制度を周知し、労働環境の整備・充実を促します。 ○事業主に対して男女同一待遇、同一賃金や同一価値労働に対する正規・非正規労働者の格差解消の啓発を実施します。			
個別事業	No.	担当課	令和3年度 事業計画(内容)
事業所内保育施設助成金の周知	1	人権交通防犯課	広報、ホームページ、情報紙等による啓発を行います。
	2	商工観光課	公共施設等でチラシ・パンフレットの配布を行い、啓発活動を行います。
女性にとって働きやすい職場環境整備の啓発	3	人権交通防犯課	広報、ホームページ、情報紙等による啓発を行います。
	4	商工観光課	公共施設等でチラシ・パンフレットの配布を行い、啓発活動を行います。
従業員の待遇格差解消の啓発	5	人権交通防犯課	国などのホームページ等から情報収集を行い、広報や情報紙を利用して啓発を行います。
	6	商工観光課	公共施設等でチラシ・パンフレットの配布を行い、啓発活動を行います。

第3次豊川市男女共同参画基本計画進捗状況

基本目標2 個性と能力を発揮して活躍できるまち(豊川市女性活躍推進計画)

施策の方向4 女性の就業支援

施策8 女性の活躍を支援する多様な働き方の推進			
○えるばし認定やあいち女性輝きカンパニー認証制度についての情報提供を行い、女性の就業機会や人材活用など女性活躍推進への啓発を実施します。 ○事業所に対し、テレワークやフレックスタイム制など、柔軟な勤務形態に関する情報を提供し、制度の導入等を促進します。			
個別事業	No.	担当課	令和3年度 事業計画(内容)
えるばし認定やあいち女性輝きカンパニー認証制度の情報提供	1	人権交通防犯課	国などのホームページ等から情報収集を行い、広報や情報紙を利用して啓発を行います。
在宅勤務、フレックスタイム制等の情報提供	2	人権交通防犯課	国などのホームページ等から情報収集を行い、広報や情報紙を利用して啓発を行います。
	3	商工観光課	公共施設等でチラシ・パンフレットの配布を行い、啓発活動を行います。
基本施策9 女性の就業継続・再就職・起業の支援			
○出産・育児によってキャリアが中断されることのないよう、キャリア継続・キャリアアップのための啓発を行います。 ○生涯を通じて社会と関わりを持ちながら活躍できるよう、結婚・出産・子育てにより離職した者への学習支援や能力開発を支援する講座を開催します。 ○国などが実施する女性のチャレンジや起業に関する情報提供と啓発を実施します。			
個別事業	No.	担当課	令和3年度 事業計画(内容)
キャリア継続・キャリアアップのための啓発	1	人権交通防犯課	国や県からの情報を収集し、広報や市のホームページを通じた情報の提供および啓発を行います。
女性のチャレンジ支援の啓発	2	人権交通防犯課	国や愛知県から送付される女性の活躍促進や企業チャレンジ支援に関する通知、チラシ、情報紙を講座やイベントで配布します。
	3	商工観光課	公共施設等でチラシ・パンフレットの配布を行うと同時に、商工会議所において創業塾を開講します。 また、女性起業家を招いた創業ディスカッションイベントを11/3(水)に開催します。
女性起業家支援資金の周知	4	人権交通防犯課	女性の人材育成・チャレンジ支援などを目的とするエンパワーメント講座を実施します。
	5	商工観光課	公共施設等でチラシ・パンフレットの配布を行うと同時に、商工会議所において創業塾を開講します。 また、女性起業家を招いた創業ディスカッションイベントを11/3(水)に開催します。
教育訓練給付金制度の周知	6	人権交通防犯課	国や県からの情報を収集し、広報や市のホームページを通じた情報の提供および啓発を行います。
	7	商工観光課	公共施設等でチラシ・パンフレットの配布を行い、啓発活動を行います。
女性の再就職キャリアアップのための講座の開催	8	人権交通防犯課	「エンパワーメント講座 女性のための再就職セミナー」(全2回)を開催し、ライフプランニングや、資格の取り方・活かし方等を学ぶ機会を提供します。

第3次豊川市男女共同参画基本計画進捗状況

基本目標2 個性と能力を発揮して活躍できるまち(豊川市女性活躍推進計画)

施策の方向5 方針決定・計画立案等への女性の参画促進

基本施策10 職場や地域活動における方針決定過程への女性の参画拡大			
○事業所における役員や管理職への女性の登用を促進し、女性の能力が発揮できる機会を支援します。 ○団体、地域における女性役員登用など地域活動や市民活動に男女が平等に参画できる環境づくりに努めます。 ○政策・方針決定の場における性別不均衡の是正を図るとともに、審議会等委員の女性比率が45%以上となるよう、女性の委員登用を促進します。 ○性別を問わず広く市民からの意見・提言を反映するため、審議会など委員への市民公募による登用を促進します。			
個別事業	No.	担当課	令和3年度 事業計画(内容)
地域活動や市民活動に男女が対等に参画できる環境づくり	1	人権交通防犯課	広報に、地域活動や市民活動に男女が対等なパートナーとして共に活躍できる環境づくりを支援する「パートナーシップ推進出前講座」に関する記事を掲載します。
事業所における女性管理職登用の促進	2	人権交通防犯課	事業所を対象とした「パートナーシップ推進出前講座」を実施します。
	3	商工観光課	公共施設等でチラシ・パンフレットの配布を行い、啓発活動を行います。
団体、地域における女性役員登用の啓発	4	人権交通防犯課	事業所を対象とした「パートナーシップ推進出前講座」を実施します。
「豊川市審議会等委員への女性登用促進ガイドライン」の周知	5	人権交通防犯課	「市審議会等委員への女性登用促進ガイドライン」に基づき、各部課長へ女性登用に関する理解と協力を依頼するとともに、年度初めに関係各課・機関へ女性登用状況調査を行います。
審議会等委員への公募制度の導入	6	人権交通防犯課	男女共同参画審議会に、一般公募市民の委員を委嘱し、審議会に出席します。 企画政策課と合同で、全庁的に「審議会等に関係する各種ガイドラインの適応状況等に関する実態調査」を行い、審議会委員の登用状況を把握します。
	7	市民協働国際課	令和2年度に登用した市民協働推進委員会の一般公募委員(1名)に、引き続き委員を委嘱しました。
基本施策11 女性の人材育成の促進			
○女性が地域活動や団体活動に積極的に参加し、リーダーや団体などの役員に登用されるよう、人材養成に向けた講座の参加を促進します。 ○地域における女性リーダーを発掘、育成するとともに、女性人材リストを作成し、その人材を活用します。			
個別事業	No.	担当課	令和3年度 事業計画(内容)
エンパワーメント講座の開催	1	人権交通防犯課	女性の人材育成などを目的とする「エンパワーメント講座」を実施します。
女性人材リストの作成、人材の活用	2	人権交通防犯課	各課へ、地域における女性リーダーの調査依頼し、人材リストを周知し、活用を依頼します。

第3次豊川市男女共同参画基本計画進捗状況

基本目標2 個性と能力を発揮して活躍できるまち(豊川市女性活躍推進計画)

施策の方向6 家庭・地域活動における男女共同参画の推進

基本施策12 家庭・地域活動における男女共同参画の推進			
○家庭や地域、市民活動団体向けの男女共同参画の学習機会を提供します。 ○家庭における男女共同参画を促進するため、「家庭の日」の普及啓発を実施します。 ○家事は女性の仕事という意識を改善するため、広報紙や情報紙、ホームページなどを利用して家庭での男女共同参画に関する情報を提供します。 ○男女双方の視点を取り入れ、自主防災会の牽引役である防災リーダーや防災ボランティアコーディネーターを養成する講座を実施します。 ○地域で活躍する団体や子育てサークルなどが実施する事業を支援し、団体の育成を図ります。 ○地域で活躍する団体やグループのネットワークづくりを促進します。 ○地域のボランティア活動への参加の機会を拡充するため、学習の機会やボランティア情報を提供します。 ○地域における伝統文化の継承、学習講座などを通じて、子どもや若者、高齢者など、世代間交流を実施します。			
個別事業	No.	担当課	令和3年度 事業計画(内容)
ジェンダー研修プログラムの作成	1	人権交通防犯課	若者(恋人)間で起こるDVに対応するため、高校生を対象に、「デートDV防止研修会」を開催します。 新規採用職員向けに、男女共同参画に関する研修を実施します。 LGBTを学ぶ講座(市職員向け・市民向け)を実施します。
出前講座の開催	2	人権交通防犯課	事業所を対象とした「パートナーシップ推進出前講座」を実施します。
「家庭の日」の啓発リーフレットの配布	3	生涯学習課	県の作成したリーフレットを公共施設に配布して、啓発を図ります。また、市内小中学校の児童・生徒が作成した家庭の日のポスターの中から優秀な作品を公共施設に展示し、入賞者に図書カードを贈呈する予定です。
家庭における男女共同参画の啓発	4	人権交通防犯課	人権・男女共同参画講演会に参加した一般市民を対象に、ワークライフバランスに関するアンケート調査を実施し、情報紙「ゆい」で公表します。
ボランティア体験・養成講座の開催	5	市民協働国際課	各種ボランティアを養成する講座を実施し、学習の機会を提供します。
子育てサポーター養成講座の開催	6	子育て支援課	地域の子育て支援の場で活躍できる市民活動者(子育てサポーター)を養成するための講座を開催します。
とよかわ防災リーダーの養成	7	防災対策課	①養成講座(2日通し) (1)とよかわ防災リーダー養成講座 令和3年6月13日(日)・6月20日(日)・防災センター 養成人数40名(中止) (2)とよかわ女性防災リーダー養成講座 令和3年10月16日(土)・10月30日(土)・防災センター 養成人数40名(予定) ②フォローアップ研修 ・令和3年11月28日(日)・防災センター 受講人数40名(予定) ・令和3年1月23日(日)・防災センター 受講人数40名(予定)
防災ボランティアコーディネーターの養成	8	防災対策課	①養成講座 令和3年9月12日(日)・令和3年9月18日(土)ウィズ豊川 養成人数20名(予定) ②フォローアップ研修 令和3年7月11日(日)・ウィズ豊川 受講人数16名 令和4年1月23日(日)・防災センター 受講人数22名(予定)
女性団体や子育てサークルへの支援	9	人権交通防犯課	女性団体サークル支援につながる講座を開催します。
	10	子育て支援課	子育てサークルの支援、情報提供をします。
女性団体ネットワークづくり	11	人権交通防犯課	男女共同参画事業団体と企画運営し、ネットワークづくりに努めます。
女性団体などの交流会の開催	12	人権交通防犯課	男女共同参画関係団体との打ち合わせ会議や講座・講演会等のイベントにおいて共同作業を実施し、意見交換を行います。
ボランティア情報紙の発行	13	市民協働国際課	活動団体の情報を広く提供するために、ボランティア・市民活動情報紙を発行します。
ボランティア人材バンク登録制度の活用	14	生涯学習課	ボランティアの人材バンク登録と利用の促進のため、ボランティア一覧表を公共施設へ配布・ホームページでの公開、広報とよかわへの記事を掲載して、ボランティアに関する情報提供を行います。
世代間交流事業の実施	15	生涯学習課	音羽文化ホールで10月24日に伝統芸能公演事業を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大のため中止します。
講演会、講座等の休日開催と託児の配慮	16	防災対策課	防災講演会(託児配慮) 令和3年12月11日(土)
	17	人権交通防犯課	市主催講座の開催にあたり、必要に応じて休日開催の講座を設定します。 市主催の講座・講演会には極力託児を設けます。

第3次豊川市男女共同参画基本計画進捗状況

基本目標2 個性と能力を発揮して活躍できるまち(豊川市女性活躍推進計画)

施策の方向7 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

基本施策13 ワーク・ライフ・バランスの推進と啓発			
○ファミリー・フレンドリー企業※や育児・介護休業制度等の情報を提供し、取組に向けての啓発を行います。 ○事業所における社会活動への参加や取組などの啓発を行います。 ○児童・生徒に対しワーク・ライフ・バランスの理解のため、家庭科などの授業において家庭や地域、仕事についての学習を行います。			
個別事業	No.	担当課	令和3年度 事業計画(内容)
ファミリー・フレンドリー企業の紹介	1	人権交通防犯課	パンフレット・チラシ等を利用し、ファミリーフレンドリー企業を紹介します。
	2	商工観光課	公共施設等でチラシ・パンフレットの配布を行い、啓発活動を行います。
育児・介護休業制度等の啓発	3	人権交通防犯課	広報、ホームページ、情報紙等による啓発を行います。
	4	商工観光課	公共施設等でチラシ・パンフレットの配布を行い、啓発活動を行います。
企業へCSR情報の提供	5	市民協働国際課	引き続き、市内企業のCSR情報の収集、分析し提供の機会を設けます。
家庭科などの授業で、ワーク・ライフ・バランスの学習の実施	6	学校教育課	小中学校では、児童生徒の発達段階に合わせて、家族・家庭生活、衣食住、消費生活・環境も3つの内容全てにおいて、男女共修で授業に取り組みます。
基本施策14 男性の家庭・地域活動等への参画促進			
○従来、女性が担うという意識が高かった育児や介護について、男性も担うという意識の醸成を図ります。 ○男性の家事や育児、介護、地域活動の参画のための学習機会を提供します。 ○子ども会やPTAなど、女性が参加する割合の多い地域活動に男性の参加を促進します。			
個別事業	No.	担当課	令和3年度 事業計画(内容)
男性の育児と介護への参加啓発	1	人権交通防犯課	家庭における男女共同参画意識の向上を図る講座を実施します。 男性が参加しやすい内容の講座を実施します。
	2	子育て支援課	「子育てサポーター養成講座」を開催し、男性の受講を募ります。
妊産婦教室への夫婦参加	3	保健センター	妊婦の健康保持・心身共に健全な子どもの出産と育児及び父性意識の向上を目指して実施。
男性の料理教室の開催	4	生涯学習課	男の料理教室の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止としました。
	5	人権交通防犯課	男性の家事参加をテーマにした講座を開催します。
家事援助講座などの開催	6	生涯学習課	男の料理教室の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止としました。
	7	人権交通防犯課	男性の家事参加をテーマにした講座を開催します。
男性のための男女共同参画講座の開催	8	人権交通防犯課	家庭における男女共同参画意識の向上を図る講座を実施します。 市民団体と協働で、男性限定のジェンダーにとらわれず、自分らしく生きるための人間関係づくりを学ぶ講座を開催します。 男性が参加しやすい内容の講座を実施します。
男性の地域活動への参加促進	9	生涯学習課	講座や広報、情報紙等による広報活動を行います。
	10	人権交通防犯課	講座や広報、情報紙等による広報を行います。
基本施策15 子育て環境の充実化			
○保育需要の高い3歳未満児の受入拡充を図るとともに、市民ニーズに見合う保育サービスを提供します。 ○相談体制の整備や保護者の交流、子育て自主グループの活動支援など、各種子育て支援サービスを実施します。 ○子どもの居場所づくりに向けて、児童健全育成活動を推進します。 ○保護者の経済的負担を軽減するため、医療費助成制度を実施します。 ○地域全体で子育てにやさしいまちづくりを推進します。 ○悩みを抱えている青少年に対し、適切な助言や支援を提供します。 ○子どもや若者を健やかに育成するための啓発や支援を実施します。			
個別事業	No.	担当課	令和3年度 事業計画(内容)
3歳未満児保育の充実	1	保育課	保護者の就労形態の多様化に伴い需要が増えている3歳未満児保育について、受入児童の増加等保育の充実を図ります。
時間外保育の充実	2	保育課	原則的な保育の時間を越えて保育を必要とする時間外保育の充実を図ります。
一時預かり事業の実施	3	保育課	保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の疾病等による緊急時の保育等の需要に対応するため、一時的預かり事業を実施します。
病後児保育の実施	4	保育課	病氣中又は病氣の回復期にあり、保護者の就労等により家庭で保育できない場合に指定施設で保育する病児・病後児保育を実施します。
休日保育の実施	5	保育課	保護者の就労形態の多様化等により、日曜日や祝日において保育の必要性がある場合に指定保育園で保育する休日保育を実施します。

第3次豊川市男女共同参画基本計画進捗状況

基本目標2 個性と能力を発揮して活躍できるまち(豊川市女性活躍推進計画)

施策の方向7 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の推進

民間保育園への支援	6	保育課	保育の必要性がある児童に係る保育の利用を民間保育所に委託し、児童の健全な育成に努めるとともに、保育所職員の処遇改善と保育所運営に対し助成を行い経営の健全化に努めます。
保育所情報の提供	7	保育課	保育園や認可外保育施設等の情報を様々な媒体により提供します。
ファミリー・サポート・センター事業の実施	8	子育て支援課	育児の援助を受けたい人と育児の援助が可能な人を結び付け、子育て支援の円滑化を図ります。
養育支援事業の実施	9	子育て支援課	養育支援が特に必要と思われる家庭を訪問し、育児指導・助言を行います。
児童館事業の実施	10	子育て支援課	12館（さわき児童館を含む）で実施します。
児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の充実	11	子育て支援課	小坂井東小学校区に児童クラブを新設し、小学校校区47カ所で実施します。
家庭児童相談室の設置	12	子育て支援課	家庭児童相談室を設置し、子どもの問題で悩んでいる親に対し適切な助言を行い子育て不安の解消に努めます。
子育て相談事業の実施	13	子育て支援課	子育て支援センター、保育園で育児相談を実施します。
少年愛護センター事業の実施	14	生涯学習課	少年愛護センターにおいて、青少年一人ひとりの状況に応じた電話相談及び面接相談を行います。また、不登校やニート・ひきこもりなどの悩みや課題を抱える子ども・若者の育成支援のため、義務教育後の切れ目の無い対応に重点を置き、少年愛護センターでも心理相談員による面接相談を行うなど、助言・指導・関係機関への連絡を行います。
子ども医療費助成制度の実施	15	保険年金課	通院については出生から中学校3年生まで、入院については出生から高校3年生世代までの子どもを対象に、保険診療にかかる自己負担額を助成する。
「赤ちゃんの駅」を設置する公共施設・民間施設の情報提供	16	子育て支援課	乳幼児連れの保護者が外出中に気軽にむつ替え、授乳等ができる施設を「赤ちゃんの駅」として広く公表して、安心して外出できる環境を整備します。
「移動式赤ちゃんの駅」の貸出	17	子育て支援課	市内で開催されるイベントに、テントや折りたたみ式おむつ替え台等を「移動式赤ちゃんの駅」として希望する団体へ貸し出し、地域全体でやさしいまちづくりを推進します。
子ども若者育成支援推進法に基づく啓発と支援	18	人権交通防犯課	各種相談業務を行うとともに、家庭児童相談室や少年愛護センター等関係機関との連携を推進します。
	19	福祉課	生活困窮世帯等の中学生などを対象とした、無料の学習支援事業を実施します。
子育て支援センター事業の実施	20	子育て支援課	子育てに関する相談指導相談指導、子育てサークルの支援、育児に関する情報の提供をします。

基本施策16 介護環境の充実化

○高齢者の総合的な相談窓口として、高齢者相談センターの機能を充実します。
○誰もが介護に携わることができるように、介護保険制度の周知や介護技術の習得支援、家族介護者同士の交流の場を提供し、家族介護者を支援します。

個別事業	No.	担当課	令和3年度 事業計画(内容)
高齢者相談センター事業の実施	1	介護高齢課	総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント等を引き続き実施します。
家族介護者教室の開催	2	介護高齢課	介護に必要な知識を学ぶことで、介護者の負担軽減を図ることを目的とした講座を開催します。
介護者交流会の開催	3	介護高齢課	介護者同士で普段の生活の中で抱える介護の思いを話し合い、気持ちの整理をしながら、気分転換を図るための交流会を開催します。
介護保険制度の周知	4	介護高齢課	保険者である東三河広域連合と連携を図りながら、ホームページ、窓口での説明資料の充実など、随時、見やすく分かりやすい情報周知に努めます。

第3次豊川市男女共同参画基本計画進捗状況

基本目標3 誰もが安心して暮らせるまち

施策の方向8 生涯を通じた健康づくりの支援

基本施策17 学校、家庭、職場における健康づくりの促進			
○妊娠期・乳幼児期、児童期・少年期、働く世代、高齢者など、ライフステージに沿った心身の健康づくりのために、健康管理の推進や生活改善に向けた取組、メンタルヘルスや自殺防止対策などの事業を実施します。 ○子どもや成人、高齢者といったライフステージに応じたスポーツ機会を提供するほか、多くの市民が意欲的に参加できるように様々なスポーツ機会の創出に努めます。 ○喫煙や受動喫煙による健康への影響について理解を深めるとともに、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙防止の推進に取り組みます。 ○アルコールの及ぼす害や飲酒に対する正しい知識を得るため、学習する機会を充実します。 ○児童・生徒へ薬物乱用の害から身を守るための学習を実施します。			
個別事業	No.	担当課	令和3年度 事業計画(内容)
健康教室の開催	1	保健センター	ライフステージに沿った健康づくりの知識等の普及啓発を行います。
健康相談の実施	2	保健センター	自分自身で健康管理を行うことを目的に育児相談・健康相談・食べ方と栄養相談・健診受診者を対象にした結果相談会等にてここに合わせた助言等を行います。
こころの健康相談（面接相談・電話相談）の実施	3	保健センター	心の悩みを持つ人とその家族が悩みを整理し、今後の見通しを立てることを目的に、電話や面接で相談を実施します。
自殺防止対策の実施	4	保健センター	自殺対策の一環として①自己肯定感を高めこころの健康づくりの推進②周囲からの気づきと見守りを促進することを目的に動画配信と上映会を実施します。
	5	福祉課	自殺予防マニュアルを5,000部作成し、公共施設等に設置・配布することで、自殺予防に関する啓発と知識の普及を図ります。
地域生涯学習事業の実施	6	生涯学習課	地域における健康の維持増進を図るための各種地域生涯学習講座を実施します。
ニュースポーツ出前教室の開催	7	スポーツ課	スポーツ推進委員が老若男女誰もが参加しやすいニュースポーツ出前教室を開催し、多くの市民のスポーツ機会を創出します。また、ニュースポーツ出前教室を通じ校区住民相互の親睦を深めます。
喫煙が及ぼす健康被害の啓発	8	保健センター	妊娠届出時、高校、企業、その他健康相談や健康教室、ホームページ等で喫煙の害について適宜啓発を実施します。
生活環境における分煙化の促進	9	保健センター	受動喫煙防止についてホームページ等で啓発を実施します。
喫煙防止教育の実施	10	学校教育課	市内全ての学校において、敷地内禁煙としています。また、保健の学習や集会等で、喫煙による健康への影響を学ぶ喫煙防止教育を実施します。
アルコールに関する啓発と学習の実施	11	保健センター	妊娠届出時に飲酒している妊婦を対象にアルコールの害を啓発します。また健康教育や健康相談でアルコールの適量について啓発していきます。
	12	学校教育課	保健の学習において、アルコールの急激な摂取や過度の摂取による害について学ぶ機会を設けます。長期休業前には、アルコールにかかわる問題等についても指導しています。
薬物乱用防止教育の実施	13	学校教育課	中学校での保健の学習、保健集会、学校保健委員会等を活用し、薬物乱用防止教育を行います。警察や外部団体の肩を講師に招いて学習会を開催し、具体的な例をもとに、薬物の恐ろしさについて知り、効果的に学習を進めます。

第3次豊川市男女共同参画基本計画進捗状況

基本目標3 誰もが安心して暮らせるまち

施策の方向8 生涯を通じた健康づくりの支援

基本施策18 ライフステージに対応したリプロダクティブ・ヘルス／ライツの推進

○男女とも性と生殖に関する健康について理解を深め、産む性としての女性の自己決定権を尊重する意識の普及啓発を実施します。
○妊娠から産後について母子ともに安心した生活が送れるように分娩、育児などについての正しい知識の普及啓発と健康維持に関する指導を実施します。
○妊婦の健康保持と健全な出産や育児ができるよう、教育を行うとともに、妊産婦同士や先輩パパママとの交流による父性、母性意識の向上とネットワークづくりや子育てをする仲間づくりを促進します。
○女性の性感染症の予防のため、健康支援を実施します。

個別事業	No.	担当課	令和3年度 事業計画(内容)
リプロダクティブ・ヘルス／ライツの啓発	1	人権交通防犯課	パンフレットや情報紙等を活用し、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の用語の周知と啓発に努めます。
妊産婦健康診査の実施	2	保健センター	妊産婦に対して健康の保持増進・異常の早期発見・早期治療を図ることを目的に妊産婦健康診査15回と子宮頸がん検診を公費負担で実施。
乳幼児健康診査の実施	3	保健センター	各月齢期の子どもの異常の早期発見・早期治療を図り、安心して子育てできるよう正しい知識の啓発、子育て支援に配慮して実施します。
こんにちは赤ちゃん訪問事業の実施	4	保健センター	生後4か月までに乳児がいるすべての家庭に訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境を把握し、適切なサービスにつなげます。
母子健康手帳交付時指導の実施	5	保健センター	妊婦のプライバシーを配慮し、産後の子育てや生活をイメージできることを意識しながら個別に手帳交付をしています。支援の必要な妊婦は状況に合わせて妊娠期からの支援を実施します。
妊産婦教室の開催	6	保健センター	妊婦の健康保持・心身共に健全な子どもの出産と育児及び父性意識の向上を目指して実施。
子育て教室の開催	7	保健センター	月齢に合わせ、愛着形成や他の親子との交流を通し、子育て能力の向上につながるようなミニ講話や情報交換を実施します。
育児相談の実施	8	保健センター	育児や子どもの成長について相談することで、育児に意欲や自信が持てるように支援します。
子宮頸がんに対する予防啓発と支援の実施	9	保健センター	国の補助制度を活用し、子宮頸がん検診を実施します。

第3次豊川市男女共同参画基本計画進捗状況

基本目標3 誰もが安心して暮らせるまち

施策の方向9 誰もが安心して暮らせる生活環境づくり

基本施策19 男女共同参画の視点に立った生活上の困難者に対する支援			
○自立した生活を送ることができるように、生活困窮者相談の充実を図ります。 ○生涯を通じて社会と関わりを持ちながら活躍できるよう、高齢者への能力活用を図ります。 ○高齢者や障害者などの経済的負担を軽減するため、医療費助成制度を実施します。 ○ひとり親家庭などの経済的負担を軽減するため、手当や助成、相談事業を実施します。 ○地域において、障害者が自立した生活を送れるように、福祉サービスや相談支援体制の充実を図ります。 ○高齢者の生活意欲の向上と体力の維持、健康寿命の延伸に対する意識啓発を実施し、地域生活において生きがいを持って安心して生活できるよう、福祉サービスの推進、介護保険制度の円滑な実施に取り組みます。 ○誰もが、認知症になっても社会とのつながりを持って生き生きとした生活ができるよう、地域における認知症の理解を促進します。 ○地域高齢者の親善と交流、健康と福祉の増進のための事業を開催し、高齢者の地域社会への参加を促します。			
個別事業	No.	担当課	令和3年度 事業計画(内容)
相談支援員と就労支援員による相談の実施	1	福祉課	包括的な相談支援を行うとともに、関係機関との連携を図るとともに、家計相談支援等の新たな支援を実施します。
シルバー人材センター会員の技能研修の開催	2	介護高齢課	会員に対してセンターの請け負った業務に活かせる技能についての講習会を引き続き開催します。
障害者医療費助成制度の実施	3	保険年金課	身体障害者手帳1～3級の方等を対象に、保険診療にかかる自己負担額を助成します。
精神障害者医療費助成制度の実施	4	保険年金課	精神障害者保健福祉手帳1・2級の方を対象に、保険診療にかかる自己負担額を助成します。また、自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方を対象に、精神通院医療の保険診療にかかる残りの自己負担額（1割）を助成します。
後期高齢者福祉医療費助成制度の実施	5	保険年金課	後期高齢者医療被保険者のうち一定以上の障害をお持ちの方等を対象に、保険診療にかかる自己負担額を助成します。
福祉給付金支給制度の実施	6	保険年金課	後期高齢者医療被保険者のうちひとり暮らしで市民税が非課税の方を対象に、保険診療にかかる自己負担額の1/2を助成します。
遺児の育成を図る手当の実施	7	子育て支援課	遺児の監護又は養育する方に遺児の福祉のための支給をします。
母子・父子自立支援員による相談の実施	8	子育て支援課	ひとり親家庭の家庭生活の悩みに関する相談に応じるとともに、自立に必要な情報提供及び指導並びに職業能力向上、活動の支援を行います。
母子・父子家庭医療費助成制度の実施	9	保険年金課	18歳以下の児童を養育している母（父）子家庭の母（父）と該当児童等を対象に、保険診療にかかる自己負担額を助成します。
障害者就労支援事業の実施	10	福祉課	障害者の就労に関する相談支援事業を引き続き行うとともに、障害者支援施設から一般就労への移行を引き続き促進します。
居宅介護、生活介護、共同生活援助等障害福祉サービス事業の実施	11	福祉課	居宅介護、生活介護、共同生活援助等障害福祉サービス事業を引き続き実施します。
地域活動支援センター等地域生活支援事業の実施	12	福祉課	地域活動支援センター等地域活動支援事業を引き続き実施します。
相談支援専門員の充実	13	福祉課	相談支援事業を委託し、障害者の相談に対応できる体制を引き続き整備します。
ピアカウンセラーの設置	14	福祉課	引き続き、継続して設置します。
手話通訳者の設置	15	福祉課	令和2年度に手話通訳者が2名から1名に減したため、公募による採用面接を実施し、手話通訳者2名とすることにより、通訳者の不在となる時間が無い体制を構築します。
「安心のでびき」、「介護保険利用の手引き」の作成	16	介護高齢課	「安心のでびき」を作成し、窓口や各高齢者相談センター等に説明用及び配布用として設置します。 また、東三河広域連合が作成した「みんないきいき介護保険」を窓口や各高齢者相談センター等に説明用及び配布用として設置します。
介護予防事業の実施	17	介護高齢課	活動性や生活機能が低下して要介護状態となるおそれのある高齢者を早期に発見・把握して早期に対処・介護予防プログラムを提供することにより、要介護状態の発生をできる限り防ごうとする事業を実施します。
高齢者相談センターによる介護予防マネジメント、地域支援事業の実施	18	介護高齢課	総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント等を引き続き実施します。
元気応援隊活動の実施	19	介護高齢課	活動的な高齢者に対して生活機能の維持又は向上に向けた取り組み、健康教育や相談等を通じて介護予防に資する普及・啓発や活動の育成・支援を行います。

第3次豊川市男女共同参画基本計画進捗状況

基本目標3 誰もが安心して暮らせるまち

施策の方向9 誰もが安心して暮らせる生活環境づくり

認知症サポーター養成講座の実施	20	介護高齢課	認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指し、「認知症サポーター」（認知症を正しく理解し、地域で暮らす認知症高齢者やその家族を暖かく見守る応援者）を養成する講座を引き続き開催します。新しい実施方法として令和2年度より取り入れたオンラインでの開催も、求めに応じて引き続き実施していきます。
老人クラブ活動への支援	21	介護高齢課	老人クラブ及び老人クラブ連合会が老人の福祉向上のために行なう各種事業に必要な経費に対して、引き続き補助金を交付します。
シルバー人材センターへの支援	22	介護高齢課	高齢者の能力を活用するために行う事業費に対して、引き続き補助金を交付します。
出前講座への講師派遣	23	介護高齢課	老人クラブ始め、各種団体やグループの依頼に対して介護予防等の普及・啓発を行うため、職員の派遣をします。
地域生涯学習講座の開催	24	生涯学習課	健康体操教室をはじめ、高齢者を対象としたヨガ教室、昔懐かしい歌を歌う教室、認知症予防教室等の地域生涯学習講座を実施します。
小坂井文化センターにおける高齢者親善交流事業の実施	25	人権交通防犯課	地域高齢者を対象に交流事業を開催し、親睦を深めるとともに、地域のコミュニティ活動の活性化を図ります。

基本施策20 性的指向や性自認についての理解促進

○児童・生徒に対し、性的指向や性自認についての理解を含めた人権教育の促進に努めます。
○性的マイノリティへの理解促進のため、講座の実施、情報紙等による啓発に努めます。

個別事業	No.	担当課	令和3年度 事業計画(内容)
性教育の実施	1	保健センター	小学4.5年生の親子を対象に、これから迎える心や身体の変化との付き合い方や、命のつながりを学ぶことを目的に、豊川市現職研修委員会養護部会と共催で実施します。 →新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止。
	2	学校教育課	養護教諭部会で作成した「いのちの学習プログラム」をもとに、各小中学校で児童生徒の発達段階に応じて性教育を行います。また、保健の学習でも、性に関する内容を行います。
エイズに関する教育の実施	3	学校教育課	小学校6年生、中学校3年生を対象に、発達段階に応じてエイズに関する学習を行い、エイズに関する正しい知識を学びます。
乳児とのふれあい体験事業の実施	4	保健センター	小中学生を対象に命の大切さや家族の絆などを学ぶことを目的に赤ちゃんや生徒のふれあい体験を実施します。
性の多様性に関する相談事業の実施	5	人権交通防犯課	ブリオ5階市民相談室において、毎月第1・3金曜日、毎月第2火曜日に女性相談員による「女性悩みごと相談」を実施します。
性の多様性に関する講座の実施	6	人権交通防犯課	LGBTを学ぶ講座（市職員向け・市民向け）を実施します。
性の多様性に関する啓発	7	人権交通防犯課	ホームページや情報紙等による啓発します。

第3次豊川市男女共同参画基本計画進捗状況

基本目標3 誰もが安心して暮らせるまち

施策の方向10 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶(豊川市DV防止基本計画)

基本施策21 暴力、児童・高齢者・障害者虐待等の防止対策の推進			
○配偶者等からの暴力の防止や、被害者の保護等に関する法律を周知します。 ○暴力や児童・高齢者・障害者虐待などの根絶に向けた啓発・研修会などを実施します。 ○暴力や児童・高齢者・障害者虐待防止対策として関係機関とのネットワークを強化します。 ○暴力や虐待など当事者が抱える心の問題などに対して、誰もが相談しやすい環境整備を進め、相談内容に応じて関係機関や市民活動団体などの民間団体との連携を図ります。 ○暴力などの被害者支援のため、カウンセリングや専門機関、シェルター(保護施設)などの情報を提供します。			
個別事業	No.	担当課	令和3年度 事業計画(内容)
関連法令等の周知	1	人権交通防犯課	国や県のホームページ等から関係情報を収集し、情報紙に掲載・配布します。
広報紙への記事掲載	2	人権交通防犯課	女性に対する暴力撤廃国際日(11月25日)に合わせ、広報11月号及びホームページに「女性に対する暴力をなくす運動期間」について掲載します。
	3	学校教育課	毎月、広報に心理教育相談「ゆずりは」の相談時間等を掲載します。
	4	福祉課	緊急に援助が必要な女性に対し、保護施設等の情報提供を行います。
	5	介護高齢課	広報に高齢者虐待防止の記事を掲載します。
	6	子育て支援課	児童虐待防止について広報へ啓発記事を掲載するとともに、関係機関に啓発ポスターの掲示、啓発チラシの配布を依頼します。
DVに関する情報収集や情報提供	7	福祉課	緊急に援助が必要な女性に対し、保護施設等の情報提供を行います。
	8	人権交通防犯課	県の施設等の情報を提供し、支援体制の充実を図ります。
	9	学校教育課	毎月、広報に心理教育相談「ゆずりは」の相談時間等を掲載します。事案によっては、学校だけでなく、関係機関と連携して情報収集や情報提供を行います。
	10	介護高齢課	高齢者相談センター等と連携を密にし、虐待情報を収集します。
	11	子育て支援課	愛知県女性相談センターと連携を密にし、情報収集等を行います。
DV防止研修会の開催	12	福祉課	必要のある会議や研修会に参加し、関係機関との連携を図ります。
	13	人権交通防犯課	市内の高校を対象に、「デートDV防止研修会」を開催します。
	14	学校教育課	校長会、生徒指導主任会等で、子どもの見守りを依頼します。また、要保護児童対策地域協議会に参加して情報収集したり、子育て支援課と情報交換したりして、関係機関と連携を図ります。
	15	介護高齢課	高齢者虐待対応のため高齢者相談センターとの連絡会議において、事例検討を実施します。
	16	子育て支援課	「市町村等DV実務担当者会」に参加し、連絡調整を図ります。
デートDVの防止に向けた啓発や研修の開催	17	人権交通防犯課	市内の高校を対象に、「デートDV防止研修会」を開催します。
	18	学校教育課	他機関からの研修会案内を市内小中学校に情報提供します。
児童虐待防止研修等の開催	19	学校教育課	各小中学校の教頭を対象に、児童虐待への対応について研修会を開催します。また、要保護児童対策地域協議会に参加し、情報提供します。
	20	子育て支援課	関係機関に対し勉強会を開催し、事例紹介等を行います。
東三河南部圏域DV被害者保護ネットワーク会議との連携	21	人権交通防犯課	東三河南部圏域DV被害者保護ネットワーク会議に参加し、関係機関と情報を共有し、連携を深めます。
	22	子育て支援課	東三河南部圏域DV被害者保護ネットワーク会議に参加し、連携の強化を図ります。
要保護児童対策地域協議会の設置	23	子育て支援課	定期的に会議等を開催し、関係機関との連携強化、情報共有を図ります。また個別事案について随時、ケース会議を開催し、検討を行います。
高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会の開催	24	介護高齢課	高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会を令和3年7月30日に実施。
障害者虐待防止のためのケース会議の開催	25	福祉課	個別事案について、随時ケース会議を開催し、検討します。
DV防止対策会議の設置	26	人権交通防犯課	DV相談における窓口的役割を担い、関係各課と連携し情報収集をして緊急時へ備えます。
	27	介護高齢課	上記の高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会が該当し、設置しています。
	28	子育て支援課	会議や研修会があれば参加し、関係機関との連携を図ります。

第3次豊川市男女共同参画基本計画進捗状況

基本目標3 誰もが安心して暮らせるまち

施策の方向10 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶(豊川市DV防止基本計画)

女性悩みごと相談の実施	29	人権交通防犯課	ブリオ5階市民相談室において、毎月第1・3金曜日、毎月第2火曜日に女性相談員による「女性悩みごと相談」を実施します。
法律相談の実施	30	人権交通防犯課	ブリオ5階市民相談室において、毎週土曜日及び第4火曜日に弁護士による「法律相談」を実施します。
人権よろず相談の実施	31	人権交通防犯課	北庁舎4階市民相談室において毎週火曜日、また小坂井文化センターにおいて毎月第4木曜日に人権擁護委員による「人権よろず相談」を実施します。
D V 被害者に対する支援体制の充実	32	福祉課	県の施設等の情報を提供し、支援体制の充実を図ります。
	33	人権交通防犯課	ブリオ5階市民相談室において、毎月第1・3金曜日及び第2火曜日に女性相談員による「女性悩みごと相談」を実施します。 女性弁護士による女性相談日(年2回)を実施します。
	34	学校教育課	心理教育相談「ゆずりは」で、カウンセリングを中心に支援を行います。必要な場合は専門機関と連携します。 ・勤労福祉会館 毎週月～金 10:00～16:50 ・音羽支所 毎週月水木金 10:00～16:50 ・小坂井支所 毎週水木金 10:00～16:50
	35	介護高齢課	虐待と判断したケースについては、関係機関等と連携を取りながら対応していきます。
	36	子育て支援課	県の施設等の情報提供を行います。また、緊急援助の必要に応じて入所を支援します。
基本施策22 多様なハラスメントの防止対策の推進			
○職場におけるセクシュアル・ハラスメントや、妊娠・出産・育児休業・介護休業などに関するハラスメントの認識を高めるための啓発を進めます。 ○職場におけるセクシュアル・ハラスメントを含めたハラスメント防止対策に向けた相談窓口を周知します。 ○職場におけるセクシュアル・ハラスメントを始めとした様々なハラスメント、待遇など、労働に関する相談を実施します。			
個別事業	No.	担当課	令和3年度 事業計画(内容)
セクシュアル・ハラスメント防止の啓発	1	人権交通防犯課	広報やホームページに関連記事を掲載します。 男女共同参画週間等のイベント時にポスターを掲示します。 講座のメニューに取り入れ、啓発を行います。
	2	商工観光課	公共施設等でチラシ・パンフレットの配布を行い、啓発活動を行います。
セクシュアル・ハラスメント対策として就業規則への反映、ガイドライン作成の啓発	3	人権交通防犯課	パートナーシップ推進出前講座で「セクシュアル・ハラスメント」をテーマにした講座(相談を受けた時、適切な対応方法を学ぶ等)を組み込み、事業所を申込対象とします。
	4	商工観光課	公共施設等でチラシ・パンフレットの配布を行い、啓発活動を行います。
労働相談窓口の周知	5	人権交通防犯課	男女共同参画週間(6月23日～6月29日)での啓発にチラシを掲示し、ホームページや情報紙を活用し、啓発を行います。
	6	商工観光課	公共施設等でチラシ・パンフレットの配布を行い、啓発活動を行います。 ホームページや広報で労働相談窓口についての情報発信を行います。
労働相談の実施	7	商工観光課	毎月、労働相談を実施します。(予約制)